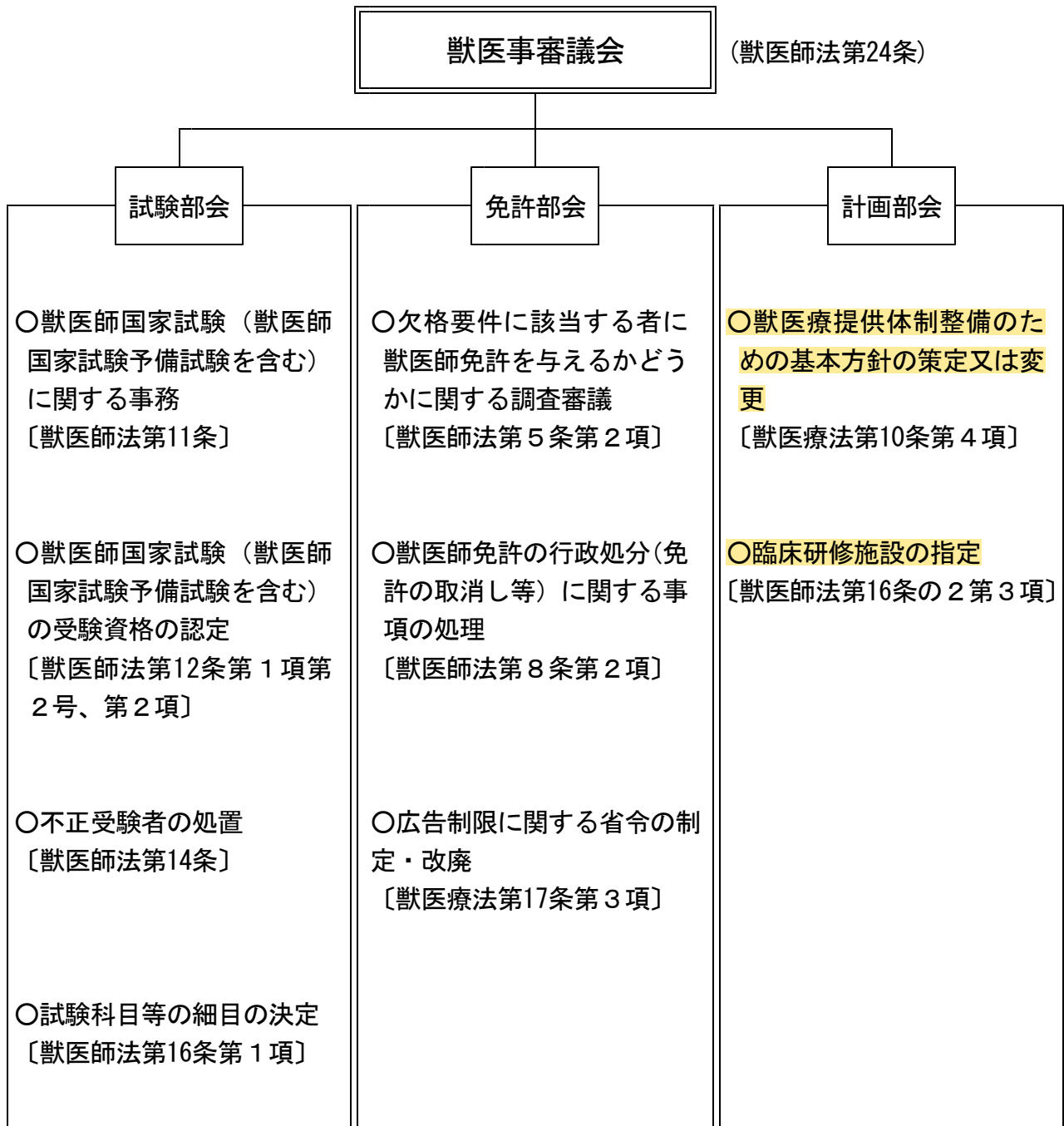


獣医事審議会の概要



獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の趣旨

「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）は、獣医療法第10条に基づき、適切な獣医療を確保するための提供体制の整備に関する取組みや施策の方向を示すもので、平成4年に第一次の基本方針を策定して以降、概ね10年ごとに見直している。

基本方針の概要

(1) 産業動物分野及び公務員分野

- ・ 産業動物獣医師の就業・定着を図るための誘引措置（修学資金等）の一層の活用。
- ・ 平時からOB等の潜在的人材を確保し、臨床獣医師への家畜防疫研修によって家畜伝染病発生の緊急時における獣医師確保に備える。
- ・ 臨床獣医師と家畜保健衛生所との連携強化。
- ・ 情報通信技術を用いた効率的な診療体制を確保する環境の整備。
- ・ 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成。

(2) 小動物分野

- ・ 愛玩動物看護師等との連携によるチーム獣医療提供体制の充実。
- ・ 薬剤耐性（AMR）や人獣共通感染症に対する知識の普及・啓発。

(3) 技術開発

- ・ 飼養衛生管理等の確認・指導における情報通信技術の活用の検討。
- ・ 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）等の予防・まん延防止に係る技術開発。

(4) その他取組が必要な事項

- ・ 産業動物の飼育者に対する家畜衛生・食品安全に関する知識の啓発・普及。

獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画

- 安全で良質な畜産物を安定供給するため、国が基本方針を策定しつつ、都道府県が具体的な目標を策定するなどし、国・都道府県が連携して社会ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備。

基本方針（農林水産大臣）

公表

（現行基本方針令和2年5月）

- 産業動物獣医師（産業動物臨床獣医師及び都道府県の公務員獣医師）の確保
- 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成
- 愛玩動物看護師との連携 等

国

都道府県計画（都道府県知事）

公表・報告

（44道府県：
令和6年4月時点）

基本方針に即して、具体的な目標を策定
（産業動物獣医師の確保に関する数値目標 等）

- ・ 都道府県における獣医療の実態把握
（家畜の飼養状況、産業動物獣医師数 等）
- ・ 生産者のニーズの把握 等

都道府県

国・都道府県が連携し獣医師や生産者等の
ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備

獣医師法に基づく卒後臨床研修制度

資料 1 - 3
【臨床研修関係】

- 飼育動物の獣医療は高度化・多様化し、獣医師は、これら獣医療の需要に対応できる基礎技能とともに診療現場のニーズに即応した、より実践的な臨床技術を習得することが一層必要。
- このような社会的要請を踏まえて、平成4年に獣医師法の一部改正が行われ、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も臨床研修を行うよう努めること等の規定が創設され、臨床研修の体制整備を推進。（獣医師法第16条の2）



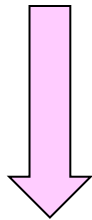
診療を業務とする獣医師



卒業後も、基礎技能とともに、実践的な臨床技能を修得する必要



免許を受けた後も、臨床研修を行うように努めるものとする

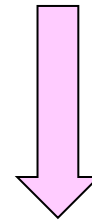


大学の診療施設

17大学



獣医事審議会の
意見を聴いて指定



農林水産大臣の指定する診療施設



- 産業動物（牛、豚等）5施設、9施設群
- 小動物（犬、等）6施設、1施設群

（令和6年10月現在）⁴

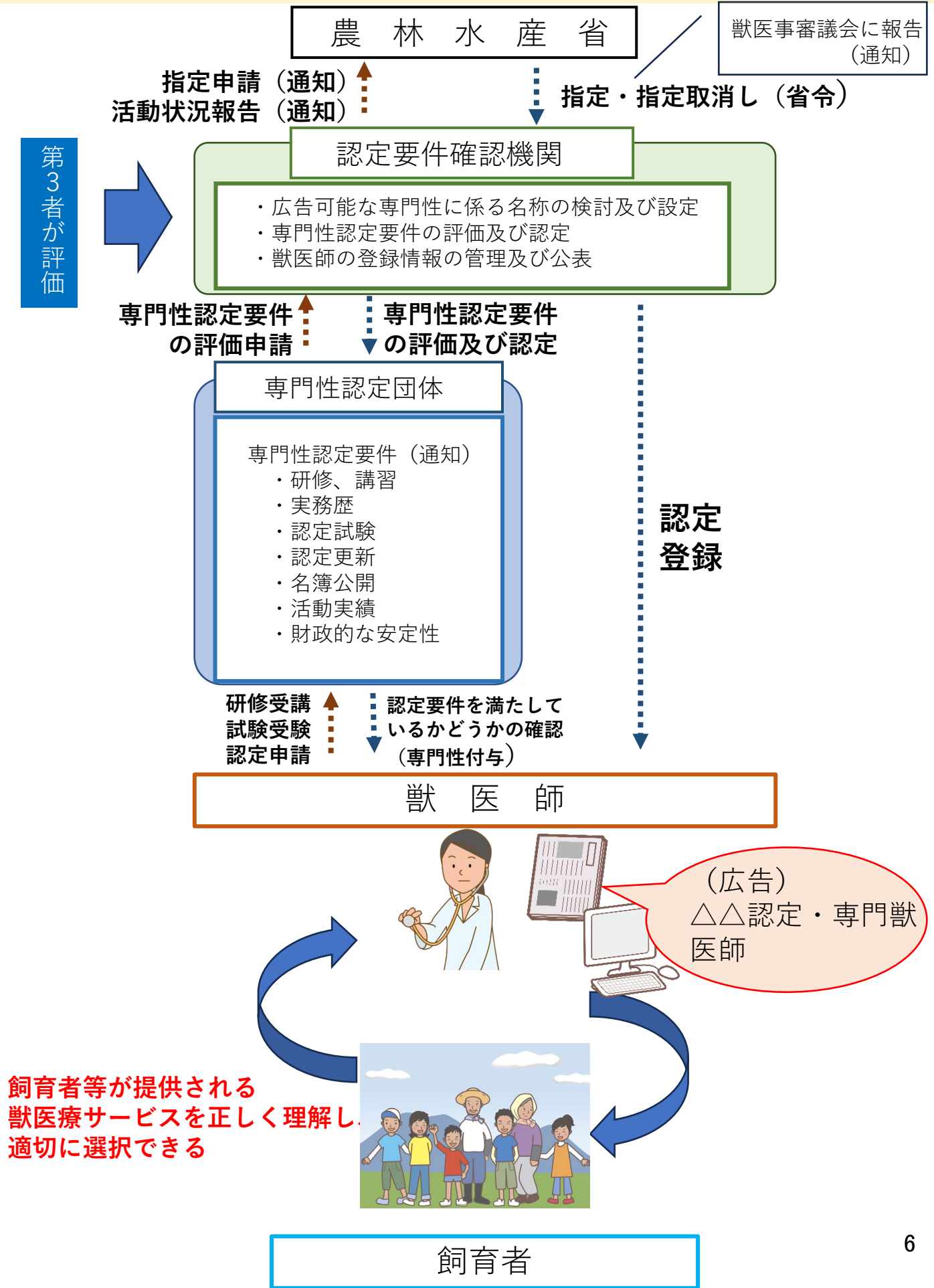


- ・ 獣医療広告については、飼育者等を誇大な広告等から保護するために規制を行っている。
 - ・ 近年、獣医師の専門化が急速に進み、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化している。
- ⇒ 飼育者等が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるように令和4年度から5年度にかけて獣医療広告制限の見直しを行った(令和6年4月に施行)。

獣医師への正確かつ適切な情報提供の努力義務のもと、以下について広告可能

獣医師に関すること 	(広告可能事項) 専門科名、学位又は称号 診療機器、大臣指定診療施設 家畜防疫員、農業共済獣医師、自衛防疫指定獣医師 獣医師の役職履歴、専門性(大臣指定団体による)
診療内容に関すること 	診療行為全般 ⇒ただし、診療行為の広告の際は、 「① 問合せ先」、「② 通常必要とされる診療内容」、 「③ 治療等に係る主なリスク、副作用等の事項」、「④ 診療費用」の表示が必要 愛玩動物看護師がいること
ウェブサイト情報 	広告制限の対象となりうるとの基本的考え方 獣医療安全対策としてウェブサイトでの情報提供についてガイドラインで一定の管理 ⇒ ウェブサイト情報も広告と同様の情報発信

獣医師の専門性に関する広告制限の特例に係る仕組み (獣医療法施行規則第24条第1項第2号)



令和6年7月24日、農林水産大臣の指定する者として
「公益社団法人日本獣医師会 認定・専門獣医師協議会」を指定

⇒当該協議会が認証した団体により認定された「獣医師の専門性」に関する
広告が可能

【専門性を認証した団体及び資格名】

(1) 動物臨床医学会
(公益財団法人 動物臨床医学研究所)
資格名：獣医総合臨床認定医

(2) 一般社団法人 日本獣医麻酔外科学会
資格名：① 動物麻酔基礎技能認定医
② 動物麻酔上級技能認定医
③ 日本小動物外科専門医

(3) 一般社団法人 日本獣医がん学会
資格名：① 獣医腫瘍科認定医Ⅰ種
② 獣医腫瘍科認定医Ⅱ種

(4) 公益社団法人 日本動物病院協会
資格名：① 獣医総合臨床認定医
② 獣医内科認定医
③ 獣医外科認定医

(5) 一般社団法人 日本獣医循環器学会
資格名：① 獣医循環器認定医
② 獣医循環器上席認定医

(6) 一般社団法人 日本獣医皮膚科学会
資格名：一般社団法人日本獣医皮膚科学会
認定医

(7) 日本産業動物獣医学会
(公益社団法人 日本獣医師会)
資格名：① 乳牛農場管理認定獣医師
② 肉牛農場管理認定獣医師
③ 豚農場管理認定獣医師

(令和6年7月26日現在)